

# 平成28年度事業計画書

一般社団法人産業環境管理協会



# 平成28年度事業計画書

今日、循環型経済社会形成に向け、多様な努力が求められており、産業界におけるサプライチェーンを通じた環境負荷低減への自主的な取り組みも持続可能な経済活動の一環として重要性を増している。

当協会では、行政、学会、産業界、関係諸団体の指導、協力を得つつ、公害防止管理者等国家試験の実施、環境管理に必要な人材の育成、調査研究、情報の収集・評価及び提供等を進めてきたところであり、平成28年度においても、これらの事業を継続して実施する。

以下に、具体的な事業計画を示す。

## 第一 環境経営情報普及事業

近年、多様化、高度化する環境問題に対応する人材の育成は、企業にとってますます重要な課題となっている。公害防止管理者の資格取得支援をはじめ、環境法や規格の改正情報提供、排出者から見た廃棄物管理、保安事故防止、環境技術動向など、企業における健全な環境経営に必要な関連分野を含めて、実務者に役立つセミナー、講演会、情報提供事業を企画し実施する。世代交代に伴う知識・技術・技能の伝承も視野に入れ、企業における環境人材育成を支援する。

### 1. 公害防止研修・環境教育等事業

#### (1) 公害防止管理者等国家試験受験支援

公害防止管理者等国家試験受験のための講習会の開催及び通信教育を継続する。

受験講習会については、平日受講の3日間コースを全国で開催し、一部の地域においては、この3日間コースの中の一部科目の科目別受講を可能とする。東京会場においては、基礎講座（有料）、3日間コース、休日4日間コース（科目別受講可）、徹底攻略コース（大気8日、水質6日、騒音振動4日、いずれも科目別受講可）を実施する。27年度好評であった国家試験直前の模擬試験的な講座を東京・中部・関西地区で実施する。東京で試験的に、水質の平日夜間コース（科目別受講可）を実施する。

また、通信教育においては、地理的、費用的な問題で講習会に参加できない受講者の学習サポートを図る。

#### (2) 公害防止管理者等のリフレッシュ研修等

公害防止管理者をはじめとする環境管理担当者は、法的責務・役割を適切に認識し、継続的に知識レベルの維持・向上を図る必要がある。このため、最新の環境関連法規の改正情報や各種環境管理手法について解説するリフレッシュ研修会を開催する。

また、近年、重要性が増しつつある廃棄物管理についても、排出事業者向けに分かり易く解説する研修会を各主要都市にて開催する。

#### (3) 環境管理支援

環境経営・環境保全全般及び土壌汚染リスク、廃棄物管理リスク、環境スキルアップ等について、ニーズに応じた診断サービス、社内教育、研修会、出張講演などを行う。

また、企業等におけるISO14001(EMS)の導入・維持・継続的改善・運用管理について、主として中小企業を対象にISO14001に基づくEMSの普及と構築、運用管理、内部監査員養成、環境監査等の支援を行う。

#### (4) 企画セミナー

定期的な開催としているリフレッシュ研修とは別に、法令や制度改正、環境管理に必要なツールや知識について、時節を逃さずに情報提供を図るため、単発セミナーを企画して実施する。

#### (5) 環境サイトアセッサー評価登録

ISO14015(環境マネジメント-用地及び組織の環境アセスメント)及び土壌汚染対策法に則り、土壌・地下水汚染リスクを評価し、地域住民とのリスクコミュニケーションを支援できる能力を有する人材(環境サイトアセッサー)の育成を目的として、環境サイトアセスメント技能認定講習、環境サイトアセッサー資格評価登録事業を継続実施する。

## 2. 出版事業

公害防止管理者の資格取得に関連した書籍をはじめとして、環境関連書籍を製作し発行する。

(1) 公害防止管理者等資格認定講習・国家試験受験のための必携書「新・公害防止の技術と法規」と「徹底攻略科目別問題集」、「正解とヒント」など一層注力して編集と普及に努める。

(2) 時宜のニーズに即した書籍・専門書を発行し頒布する。

(3) 当協会ホームページに発行図書関連の最新情報を掲載する。

### 3. エネルギー・環境マネジャー評価登録事業

平成22年6月18日に閣議決定された国家プロジェクトの一つ、実践キャリア・アップ戦略に基づき、平成24年度より、エネルギー・環境マネジャー(旧「カーボンマネジャー」平成27年4月改名)キャリア段位制度を実施している。

実践キャリア・アップ戦略は、新たな成長分野における人材育成と当該分野への労働移動を促すことを目的とし、キャリア段位制度で職業能力・生涯キャリアを評価し認定する。平成28年度は、昨年改正した新たな認定基準により、以下6項目に係るエネルギー・環境分野の人材を対象に継続実施する。

(新たな認定基準による対象領域／以下事項に係る生涯キャリア等の評価)

- A. 地球温暖化問題の現状と対策等に係る事項
- B. 大気、水、土壌環境等の保全に係る事項
- C. 生物多様性の保全と自然共生社会の実現への取り組みに係る事項
- D. 循環型社会の形成に係る事項
- E. 化学物質の環境リスク評価・管理に係る事項
- F. 国際協力、各種施策への取り組みに係る事項

## 第二 化学物質管理情報普及事業・アーティクルマネジメント推進事業

製品含有化学物質管理を含む新時代の国際合意に基づく化学物質規制強化が製造業界に与える影響と課題が顕在化し、その影響範囲は、国内はもちろんグローバルに展開する国内外のサプライチェーン全体に及んでいる。企業にとって事業所に関連する化学物質関連法令の強化に対応するための情報収集や人材育成に加え、製品管理のための含有化学物質の情報収集と伝達は、企業競争力の維持、確保に不可欠の条件になりつつある。加えて、各国化学製品規制への的確な対応が、国際市場における必須要件となってきている。

このため、産業界及び当協会会員のニーズに対応し、引き続き次の事業を進める。

### 1. 化学物質管理普及事業

(1) 化学物質管理情報事業

化学物質規制に関する情報を先取りし、産業界において適切に運用されるよう以下のような普及啓発活動を行うとともに、情報発信や交流の場を提供する等、企業への支援機関

としての役割を果たす。

- ・化学物質の規制や管理に関する自主的なセミナー業務の拡充・ブロック化を図る。具体的には、改正労働安全衛生法に係るセミナーやサプライチェーンを網羅できる化学物質管理セミナー等を充実させる。また、講師派遣やコンサルタント業務の獲得のため、化学物質管理に関するイベントでの宣伝・営業活動を行う。

- ・情報を欲している企業に適切な情報発信を行うことでサービス向上と新規顧客の獲得を目指す。具体的には、Webコンテンツを充実させ地方で活動する企業への情報提供に力を入れる。

- ・新規事業の創生、開発を実行する。化学物質の管理に対する体系的な教育プログラム等を開発し、新たな事業の基礎とする。

- ・包括的な年間情報提供サービス「CATCHER」を継続する。顧客への有益なサービスの質を向上させるとともに安定的な顧客の確保のため会員限定の情報提供サービスも検討する。

## (2) 国際化学物質管理支援事業

平成20年より、欧州REACH規則に関わる登録業務等を開始したが、ビジネスの一層のグローバル化とともに、化学品法令の各国規制の高まりを受け、多様な手続き支援に関する要請が増大していることから、当該要請に応え、日本企業の化学品法令順守への支援の充実・強化に資するため、平成23年度より、中国における新化学物質環境管理弁法及び危険化学品安全管理条例等、平成25年9月より、「欧州バイオサイド規則」、台湾において、平成26年12月及び平成27年1月に相次いで適用された、「新化学物質及び既存化学物質資料登録弁法」及び「新化学物質登記管理弁法」、また、韓国において、平成27年1月より適用された「化学物質の登録及び評価等に関する法律」（化評法）等の韓国化学物質管理法令について支援業務を推進してきた。

平成28年度は、REACH登録支援業務について、年間100トン未満の段階的導入物質（既存物質）の遅延予備登録のほか、平成30年6月までの登録が必要な年間100トン未満の第3次本登録物質等について、EU域内の「唯一の代理人」との連携により着実な登録に向けた準備を行いつつ、可能な限り前倒しの登録を実施する。また、登録済みの物質については、輸入量等の更新及び拡張安全データシートの作成・更新等の支援を実施するとともに、必要に応じた登録文書の更新等を行う。また、欧州バイオサイド規則については、活性物質の承認、バイオサイド製品の認可等への対応について、引き続き、支援業務を展開する。

中国化学物質管理法令支援業務については、中国内の「代理人」との連携を強化しつつ、新化学物質や危険化学品の登記を、引き続き実施するとともに、安全データシートやラベル等の中国標準への対応、危険化学品鑑別等について支援する。

韓国及び台湾化学物質管理法令支援業務については、その運用を見極めつつ、域内の「代理人」との連携により、予備登録、登録、数量報告等の支援業務を実施する。

また、海外企業の我が国化学物質上市規制への対応等についても、産業界からのニーズに対応可能なものは積極的に行う。

その他、米国のT o x i c S u b s t a n c e s C o n t r o l A c t (T S C A)、米国カリフォルニア州におけるグリーン・ケミストリー関連政策についても視野に入れつつ、東南アジアに係わる支援と併せ、産業界のニーズに対応可能なものは積極的に行う。

さらに、化学物質管理情報事業と密接に連携し、欧州や中国・韓国・東南アジア、米国等の海外化学物質管理法令等の最新情報の提供や実務を進める上で生じる疑問点や問題点を解決するための、産業界への啓発活動についても引き続き実施する。

### (3) JAMP 情報提供事業

JAMP (アーティクルマネジメント推進協議会) からの要請を受けて、製品含有化学物質情報のサプライチェーン間の情報伝達を効率的に流通させる目的でIT技術を利用したJAMP 情報流通基盤の仕組み (JAMP - IT) 及びその中核となるGP (グローバル・ポータル) の構築を行い、平成21年6月からGP利用会員間の情報提供事業を運営している。

企業間情報伝達を行う共通基盤としての社会的必要性・公益性に鑑み、平成28年度も継続して事業の安定運用を図るとともに、一層の普及と利用促進に向けJAMPとも協力して以下を実施する。

- ① IT説明会や相談会の開催及び企業主催の取引先説明会への支援を通じサプライチェーン単位での情報登録数と入手企業の拡大 (1 : n での利用拡大) を図る。
- ② 会員向けホームページの充実やメールマガジン等を利用した情報提供及び会員企業間の窓口仲介サービスにより利用者の利便性を向上させる。
- ③ 中小企業向けJAMP - IT無償利用サービスの継続実施を行うとともにオリエンテーションの開催など情報流通の活性化に向けて支援を行う。

これら施策により情報登録や情報流通を加速しJAMP - ITを製品含有化学物質に係わる情報流通のための社会基盤システムにするべく引き続き推進する。

また、経済産業省の主導で進められてきた「製品含有化学物質情報伝達の新スキーム

(c h e m S H E R P A)」を平成28年度以降JAMPが運営を担う方向で進めており、新スキームに対応した情報基盤構築については検討の段階であるが、GP運営で得たノウハウを具体的な新スキーム情報基盤計画に反映すべくJAMP及び主要な川下企業と連携しつつ必要な協力を進めていく。

## 2. アーティクルマネジメント推進事業

アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）は、製造業のサプライチェーンに新たに製品含有化学物質の適切な管理、情報、伝達等が要求されている状況に対し、アーティクル（部品や成形品等の別称）が含有する化学物質等の情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組みを作り普及させ、産業競争力の向上には不可欠であるとの認識に立ち、業界横断の活動推進主体として、平成18年9月以来、会員組織として活動を実施している。

平成28年度においては、引き続き、JAMP総会において策定する事業計画に基づき、経済産業省の新情報伝達スキームの普及を含め以下の業務に取り組む。

- ① 製品含有化学物質情報管理ガイドラインの作成・検証
- ② 製品・化学物質／調剤情報の適切な流通を実現するための標準化、検証、普及等
- ③ 前各号を実施するための情報流通基盤の整備
- ④ ①及び②の普及に向けた広報、中小企業支援等
- ⑤ 関連する国内外の政府機関・工業会・団体・企業等との相互連携及び調整
- ⑥ 総会及び委員会等の運営及び管理
- ⑦ その他、目的達成に必要な事業

事務局は、協議会の運営、企画及び技術に係わる各委員会等の運営支援・管理、会員の管理及び提供するサービスの運営、関連する国内外の工業会・団体・企業等との相互連携及び調整支援及び各活動に係わる情報の収集・提供、調査・研究、啓発及び普及その他の各活動に係わる企画、立案及び実施を行う。さらに、協会内の諸活動との相乗効果をさらに発揮すべく活動を維持・強化していく。

## 第三 ライフサイクルアセスメント（LCA）

### ・エコデザイン・エコプロダクツ展・地域支援事業

気候変動に関わる状況として、昨年末に開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）及びパリ協定を受けて、我が国も温室効果ガス（GHG）排出量の削減に向けてより一層の努力を国際的に求められている。それを受け、国内においてもGHGを削減するための各種施策がより強力で打ち出されている。

また、LCA活用関連の海外動向として、欧州委員会の環境フットプリント試行事業をはじめとして、欧米の他、中国などでもLCA評価をベースとした認定制度等の検討・構築が加速され、その基盤ともなるLCAデータベースの国際ネットワーク構築検討、LC



AコミュニケーションのISO標準検討など国際協調も活発化している。

一方、国内の状況として、気候変動に対する適応策の検討や低炭素型のインフラ・素材・エネルギーの開発検討、小売・発電の全面自由化への対応など産業界を取り巻く環境が変化するなか、ライフサイクル削減貢献量の活用や海外グリーン調達におけるLCA環境ラベル取得の実効性の確保などその活用用途が広まりつつある。さらには、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けてサステナブル調達基準の策定が進むなど高度な環境配慮手法の導入に期待が高まっている。

そこでLCA事業推進センターでは今まで培ったLCAを発展・応用した産業界向けのコンサルティング事業や国・自治体等からの調査受託事業、さらには地域支援等、関連事業等を通じて、産業界活動や政策活動の発展に貢献していく。

また、平成28年度から「エコプロ展」としてリニューアルする国内最大級の環境展示会の開催運営により、我が国の様々な環境・エネルギーリソースの情報発信を活性化させ、さらには、昨年度創設した「地域支援ユニット」での、調査研究、検証評価事業の事業実績を蓄積することにより、相乗的に事業の発展を図る。

## 1. LCA事業

### (1) LCA開発普及事業

官公庁に向けては、温暖化対策としての再生可能エネルギーや循環型資源を活用した社会・産業システムに関する調査・検討事業などライフサイクル全体での環境負荷削減に関する調査受託事業の需要が高まっている。特に経済産業省、環境省、農林水産省等中央省庁におけるLCAを活用した事業への参加とパイプづくりをさらに強力に進める。

産業界においては、組織レベルにおける温室効果ガス（GHG）排出量算定把握などにおいてバリューチェーン全体に視野が広がりつつあり、また、環境自主行動計画におけるGHG排出の削減貢献量の活用や環境マネジメントシステムのISO規格改訂によるライフサイクル思考の強化など、ライフサイクルアプローチが多様な形で取り入れられつつある。

また、欧州委員会の各種施策等の海外動向をにらんで、より実践的な算定手法・ツールの構築が重要視されつつある。こうした状況を踏まえ、事業者・工業会向けLCAコンサルティングの充実を図る。具体的には、算定代行、削減貢献量の算定支援、業界別算定基準の策定支援、LCAの第三者レビュー、海外動向の情報提供などを充実させていく。

加えて、近年ますます進む国際間でのデータベースの競合的連携の動向などを踏まえ、LCA原単位データベースIDEAを主軸にしつつ国際市場にも活用し得るLCA算定環境の整備を進め、LCAの活用の機会の向上を図る。

## (2) フォーラム運営事業

LCA事業室はLCA日本フォーラムの創設当初から運営事務局を担当し、フォーラムの発展に寄与してきた。平成27年度は、創立20周年の節目の年を迎えるにあたり、フォーラムの重要な活動の一つである、工業会データを中心とするフォーラムデータベースの整備事業を実施した。平成28年度はこの事業の成果を踏まえ、フォーラム会員各位の意見をもとにし、実践的かつ効率的な運営に基づくデータベースの在り方についての検討を進める。また、上記のLCA活用につながる研究会活動、セミナーを中心とする普及活動、重要な海外動向に焦点をあてた国際交流活動を進める。

## 2. エコデザイン事業

「JEMAI環境ラベルプログラム」(エコリーフ/カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム)にとって中期行動計画の最終年であった平成27年度は、特に海外の関連組織との関係の強化、国内の外部組織と積極的に連携したラベルプログラムの促進、プログラムの一体運営といった活動をさらに進めた。ラベル登録数は、米国のグリーン公共調達制度によるLCAやISO-タイプⅢ環境ラベル(EPD)の活用施策を背景にさらに増え、エコリーフの累計数は平成25年度設定の中期行動計画での普及目標数を大きく上回った。

今後LCA情報が国内外の市場でますます活発化される兆しを確かなものとするため、平成28年度は、環境ラベルの受容性に則した運営、需要の創出、そして海外動向への対応を推進する。具体的に国内では、地方自治体、教育機関、NGOなどと連携しラベル活用を推進する。2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けては、調達制度へのLCA・環境ラベル登用を目指し関連組織へ意見や情報を提供する。国外では、北米における電気・電子製品のグリーン公共調達制度PEPATの進展状況、LEEDや欧州建材規制などに見られる欧米の建築物の環境影響評価スキームにおけるEPD活用動向、環境フットプリント開発の展開、製品のカーボンフットプリントISO/TS14067の改訂などへ対応していくためにプログラム運営者としてのネットワークや日本企業との連携を通じて、海外の関係者と対話を行い必要な措置をとっていく。

環境情報の「見える化」を通じ、環境ラベルプログラムに参加している事業者の削減努力支援のために削減マーク可能性の検討や消費者の理解促進を目指して国等の施策検討に積極的に参画していく。また、国内外で定量的な情報開示に対する第三者認証のニーズが高まる中、プログラム運営の知見を最大限に発揮できるよう提供サービスの整備を進める。

以上を踏まえ、アドバイザリーボードの意見も伺いながら、平成30年度までのJEMAI環境ラベルプログラムの中期行動計画の見直しを行っていく。

### 3. エコプロ展の開催

平成28年12月に第18回目となる「環境とエネルギーの未来展 エコプロ2016」を東京ビッグサイトにおいて開催する。本展示会は1999年に環境調和型製品の普及と市場の拡大を目的にスタートし、社会的なニーズを反映しながら対象とする範囲を拡大してきた経緯があるが、現在では展示会の名称にある“プロダクツ”の枠を越えて多様化している。この現状も考慮して2016年から名称を「エコプロダクツ展」から「エコプロ展」へと改称することを決定した。“プロ”の意味に従来のProduct（製品、技術）だけでなく、Professional（専門性）、Profit（経済性）などの意味も含み、新しい名称の下で「カーボンマイナス社会を目指して 地球温暖化の緩和と適応」、「スマート社会を目指して クリーンエネルギーと新たな社会づくり」の2大テーマを新基軸として打ち出し、既存の魅力に加え、新たな要素も取り入れながら、低炭素社会の実現に向けた情報発信、情報交流の場としての進化を目指す。

### 4. 地域支援事業

平成27年度に製品環境部門内に創設した「地域支援ユニット」では、環境とエネルギーを軸とした地域経済社会の構築、エコビジネスの創出等の支援を目的とした調査研究事業とともに、国等の補助事業で執行された再生可能エネルギーの導入に関する検証・評価事業を実施する。

## 第四 環境技術調査研究等事業

グローバル社会には一朝一夕には解決できない難しい課題があふれている。それらの課題を解決するための方策の一つとして知財戦略と一体となった標準化対応の必要性が高まっている。

日本企業が保有している優位性のある環境技術を国際標準に制定することや発展途上国・新興国等へ制度や技術の移転を通じてグローバル社会や日本企業の裨益に貢献していく。

また、社会情勢の変化を察知し将来起こりうる課題を見据えた先見性のある事業提案を検討していく。

## 1. 環境技術調査研究事業

環境技術調査研究事業には、大気・水環境測定に関するISO開発及び新規JIS策定及び既存JIS改正、ベトナム等東南アジア諸国での公害防止に関する人材育成支援、その他環境管理に関連する調査を行っている。

### (1) 標準化事業

#### ① 大気測定国際標準化等調査

現在、ISO/TC146（大気質）/SC1（固定発生源）において日本が議長となり規格化が進行している成分別揮発性有機化合物の自動測定法について、引き続き規格化を推進する。また、排ガス中の水銀の測定法について、新規提案を行い、規格化を進める。CO<sub>2</sub>/CO/O<sub>2</sub>等の温室効果ガスに関連する既存規格の改正について新規提案する。また、TC146国内審議団体として日本工業標準調査会に代わり、ISO・JIS規格の5年毎の見直しや新規規格への投票や回答などの運営管理を行う。

#### ② 水質測定国際標準化等調査

ISO/TC147（水質）において水中のアルキル水銀化合物や免疫測定法を用いたダイオキシン類の検出法について、新規提案を行い、日本が国際幹事等を獲得し主体的に規格化を推進する。また、TC147国内審議団体として日本工業標準調査会に代わり、ISO・JIS規格の5年毎の見直しや新規規格への投票や回答などの運営管理を行う。

#### ③ 温室効果ガスマネジメント等に関する国際標準開発

環境経営関連の国際標準化対応事業として、ISO/TC207/第3分科会（SC3）、第4分科会（SC4）、第5分科会（SC5）、第7分科会（SC7）第8作業グループ（WG8）における環境ラベル、環境パフォーマンス評価、環境技術実証（ETV）、LCA、ウォーターフットプリント、温室効果ガス（GHG）マネジメント、マテリアルフローコスト会計等の国際標準化に際して、国内の意見を集約し、その反映に努める。また、GHG算定方法論の枠組みのガイドラインは日本がインドネシアとともに共同コンビナーとなって規格策定を行っている。

日本が国際幹事等を獲得し新規規格作成をリードする。

また、TC207国内審議団体として日本工業標準調査会に代わり、ISO・JIS規格の5年毎の見直しや新規規格への投票や回答などの運営管理を行う。

#### ④ 新技術導入のための工場排水試験法に関する J I S 開発

近年の新しい計測技術及び環境への低負荷技術の導入、環境行政ニーズへの対応のため、J I S K 0 1 0 2（工場排水試験方法）の見直し・改正作業を行う。

#### （２）人材育成支援及び公害防止に関する調査事業

ベトナム国に大気環境保全及び温暖化ガス削減の両面において、人材育成、技術、法制度について支援を行う。特に、日本の公害防止管理者制度をベースにした環境保全知識を有する人材の育成支援を行う。

## 2. 国際交流活動事業

発展途上国や新興国の環境課題に対して日本での優位性のある環境・測定技術等を各国に適応するように議論し実証試験や研修の企画・支援等を実施する。

## 第五 広報事業

持続可能な社会の構築に向けて積極的に行動する企業が存在価値を高めるという環境経営情報普及のニーズに応え、次に掲げる事業を展開する。

#### （１）機関誌「環境管理」の発行

企業の環境経営、環境保全に寄与するため、当協会会員及び一般購読者の要望に沿ったテーマの選定と魅力ある記事の編集等、誌面の一層の充実を図る。

#### （２）関西地区における会員等への情報提供

近畿経済産業局の協力のもと、関西地区において、業種・業態を越えた情報交換、情報共有を目的とした「関西環境管理懇話会」を主催し、事業活動に大きな影響を与えている環境規制（化学品規制等）及びエネルギー問題／L C C（ライフサイクルコスト）をテーマとした２つのワーキンググループを引き続き運営する。

#### （３）当協会会員向け広報サービスの提供

当協会会員へサービスを提供するためのツールとして構築したW e b サイト「J e m a i C l u b」（<https://www.e-jemai.jp/>）を通じて環境関連法改正情報や機関誌「環境管理」の電子配信などの会員限定のコンテンツの提供を引続き実施する。また、会員のニーズにあった情報サービスの提供を今後も継続的に検討する。

## 第六 公害防止管理者等国家試験の実施

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、昭和62年3月に通商産業大臣（現 経済産業大臣）より、さらに、平成13年3月に経済産業大臣及び環境大臣より指定試験機関としての指定を受けている。平成28年度も、経済産業省と環境省の共管の下に公害防止管理者等国家試験を次のとおり実施する。

国家試験実施に関する官報公示：平成28年6月1日（水）

試験日：平成28年10月2日（日）

試験区分：大気関係（第1種～第4種）、特定粉じん関係、一般粉じん関係、水質関係（第1種～第4種）、騒音・振動関係、ダイオキシン類関係、公害防止主任管理者

試験地：札幌市、仙台市、東京都、愛知県、大阪府、広島市、高松市、福岡市及び那覇市

受験申込み方法：

- （1）受験案内に綴じ込まれている「払込取扱票」兼受験願書による申込み
- （2）インターネットによる申込み

受験申込み受付期間：平成28年7月1日（金）から7月29日（金）まで

なお、平成28年度の試験申込者数については、約28,000名（前年度比3.4%減）を想定しているが、申込者増加のための広報活動に努めるとともに、一層の経費削減を図る。

また、出題ミスを防止するための対策を、累次、強化しており、平成27年度に設置した、受験者等から寄せられた試験問題に対する指摘事項の内容について検討する指摘事項検討会の適切な運営を図る。

## 第七 公害防止管理者等資格認定講習の実施

平成16年9月の「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則」の改正に基づき、平成17年度以降、登録講習機関として公害防止管理者等資格認定講習（以下「講習」という。）を実施している。

平成28年度は、全国で約3,000名の受講者を想定し、大気関係（第1種～第4種）、水質関係（第1種～第4種）、騒音・振動関係、特定粉じん関係及び一般粉じん関係、ダイオキシン類関係の各公害防止管理者並びに公害防止主任管理者の講習を平成28年12月から平成29年3月の間に、札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び浦添市において合計31回実施する予定である。

また、新潟県において大気関係（第1種～第4種、特定粉じん関係と一般粉じん関係を含む）、水質関係（第1種～第4種）、騒音・振動関係公害防止管理者の講習を計3回追加して実施する。

ただし、受講適格者が講習予定人員を大きく下回る場合には、講習の開催を中止することがある。

さらに、平成21年度以降、収支赤字が続いたため、平成27年度に引き続き、地域ごとに開催講習区分の最適化と講習方法の改善をさらに進める。

## **第八 環境マネジメントシステム審査員の評価登録事業**

平成19年1月から公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）の認定基準であるISO17024（適合性評価 - 要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項）の適用による審査員資格基準の厳格化、景気の低迷等により、審査員の登録者がピークの約11,000人（平成19年2月時点）から約5,400人（平成27年12月時点）にまで減少した。

一方、平成27年にISO14001が改訂され、改訂版に対応する認証スキームを、平成27年12月から開始し、改訂されたISO14001への登録を希望する審査員は、平成29年12月までに移行申請を行うこととなる。

### **1. 環境マネジメントシステム審査員評価登録**

（1）環境審査員評価登録事業を次のとおり公正かつ適正に実施する。

- ① 環境審査員資格基準に対応した評価・判定を円滑に実施する。
- ② JABの認定を継続する。

（2）登録審査員の力量向上に役立つよう、引き続き広報誌「CEAR」を発行、ホームページからの情報提供、また、時宜を得たテーマで講演会を開催する。

### **2. 普及活動、情報収集**

（1）申請者の手続きの理解促進と、力量保持者の登録促進を図るため、次のとおり活動する。

- ① 分かり易い手引書の発行
- ② ホームページの内容の充実及び使い易い機能の補強

(2) 国内外の関連機関との交流を通じ意見交換を行って、情報を収集するとともに、マネジメントシステム認証制度の普及促進に貢献する。

### **3. 環境マネジメントシステム審査員研修コース承認登録事業**

研修コース承認基準に対応した適正な審査により研修コース承認を行い、所定の力量をもった環境審査員候補者を輩出する。

## **第九 資源・リサイクル促進事業**

資源の有効利用の観点から廃棄物の発生抑制、未利用廃棄物の再資源化、再生利用の高度化等を促進するために次に掲げる事業を行う。

### **1. 資源循環技術・システム表彰**

廃棄物の発生抑制、使用済み製品の再使用、再生資源の有効利用に寄与する高度な技術又は先進的なシステムの特徴を有する優れた事業や取り組みの奨励・普及を図り、循環ビジネスを振興することを目的としてそれらを広く公募・発掘し、表彰する。

なお、平成25年度に新設したレアメタルリサイクル賞については特に案件発掘に尽力し、リサイクルによるレアメタルの確保の取り組みを顕彰するとともにその更なる取り組みとその技術・システムの普及を促進する。

また、平成28年度は、コラボレーション賞を新設し、関係者の連携による使用済み物品や有用物の効率的な回収・再生、部品・原材料の利用拡大の取り組みを顕彰する。

### **2. リサイクル技術開発本多賞**

本賞は、長年廃棄物のリサイクルの分野に携わってこられた故本多淳裕先生（元大阪市立大学工学部教授）のご提案・ご厚志により、3Rに関する研究・技術開発に従事する研究者・技術者等の研究奨励を目的として平成8年に創設された。

3Rに関する技術の開発に従事し、優れた研究論文又は実効のある技術論文発表を行った国内の大学、高専、公的研究機関、民間企業の研究者・技術者（個人又はグループ）を広く公募し、表彰する。

注) 3R：リデュース・リユース・リサイクル



### 3. 3R先進事例発表会の開催

資源循環技術・システム表彰受賞者、リサイクル技術開発本多賞受賞者による先進的な3R事業、大学等の先進的な3R研究、並びに最新の3R政策について発表する3R先進事例発表会を開催し、受賞者と発表会参加者が、直接意見交換できる「交流コーナー」を設置するなどにより、受賞内容の普及啓発、ビジネス展開を支援する。

### 4. 環境学習支援事業

循環型社会形成の将来の担い手である小中学生、地域市民を対象とした環境学習を支援するために、昨年度に引き続き次の事業を行う。

- ① 「小学生向け環境リサイクル学習ホームページ」、「中学生・市民向け環境リサイクル学習ホームページ」の提供、Q&A対応。なお、本年度は「中学生・市民向け環境リサイクル学習ホームページ」の教育現場のニーズに則した改訂に力を注ぐ。
- ② 小学生向け3R学習教材副読本「3Rスリーアール」、「3Rワークブック」の学校等の要望に応じた配布。
- ③ 3R学習教材（容器包装リサイクル）の貸出
- ④ 3R学習教材の自治体への普及啓発

①～③の3R学習教材をパッケージ化し、中小規模の自治体を中心に普及啓発を行う。

また、これらの内容、運営を高度化し、ホームページ・教材の利用を促進するために、小中学校教育関係者等の助言を得て改善、改訂を進める。

### 5. 3R動向把握

#### (1) リサイクルデータブックの作成

持続可能な省資源型社会の高度化に向けての取り組みを促進するための基礎となる先進事例、統計データ、法制度、施策等の情報を収集、整理し、データブックを作成する。

本年度のデータブックの編集にあたっては欧州の資源循環に関する取り組みの進捗状況を調査し、統計データを掲載する。

#### (2) 「循環経済の実現に向けた動静脈プラットフォーム検討会」の運営

RE (Resource Efficiency: 資源効率) とCE (Circular Economy: 循環経済) に係わる国際情勢の変化に適切に対応しつつ、我が国の資源循環の高度化・効率化に向け産（動静脈）学官による検討会を立ち上げ、事務局として活動を支援する。

## 6. レアメタルリサイクル促進事業

政府のレアメタル確保戦略（平成21年制定）の四本柱の中に、リサイクルによるレアメタルの国内循環が位置づけられている。これを着実に実現することを目的として、近い将来これらを含む使用済製品の排出増加が見込まれ、また、経済的に成り立つ状況の実現を目指すことが重要かつ可能と考えられるネオジム、ジスプロシウム等について、リサイクルの取り組みを促進するために次の事業を行う。

- ① レアメタルリサイクルの先進事業発掘
- ② 消費者、事業者等への情報提供・交換
- ③ レアメタルリサイクル事例調査

## 7. ホームページ運営

上記1. から6. までの内容を広く公開することを目的として、ホームページを運営する。

## 8. リデュース・リユース・リサイクル推進協議会事務局運営

リデュース・リユース・リサイクル推進協議会（略称：3R推進協議会 会長 慶應義塾大学経済学部教授 細田衛士）は、循環型社会の構築を目指し、行政・消費者・産業界などの緊密な連携のもと、3R推進のための広範な国民運動としてリデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰、3Rキャンペーンマークの普及等を行っている。

当協会は、3R推進協議会から事務の委託を受け、事務局の役割を果たす。

平成28年度は、3R推進協議会の活力ある活動を支える事務局として次の事業を行う。

- ① リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰
- ② 行政と会員団体、会員団体間の情報交流会
- ③ 会員団体等との共同情報発信
- ④ 優れた3R活動事例（大臣賞受賞活動等）の国内普及啓発
- ⑤ 3R啓発ポスターの制作、配布
- ⑥ 3Rキャンペーンマークの普及
- ⑦ 上記①～⑥の内容を広く公開することを目的とするホームページの運営

## 第十 産業と環境の会事業

産業と環境に関する社会的合意の形成を図り、産業の健全な発展と恵み豊かな環境を創造するため、中長期的視点から産業と環境の共生を目指し、次に掲げる事業を行う。

### 1. 研究会・委員会事業

産業と環境の会正会員及び賛助会員を対象に研究会等を開催する。取り上げるテーマは、大気、水質、廃棄物・リサイクル、地球温暖化及び生物多様性等を中心に、施策動向とともに会員のニーズを踏まえたものとする。

#### (1) 環境政策研究会

中央官庁の局長、審議官等を講師として招聘し、環境政策を巡る国際・国内動向等についての講演及び意見交換の機会として、環境政策研究会を年3～4回程度開催する。

#### (2) 環境問題検討会

中央官庁の各施策の責任者や有識者を講師として招聘し、法制度、ガイドライン等の環境施策の検討状況等をテーマに取り上げ、意見交換の機会としての環境問題検討会を年5～6回程度開催する。

#### (3) 環境委員会

大気環境保全対策委員会（大気・化学物質）、水質・土壌環境保全対策委員会（水質・土壌）、廃棄物・リサイクル対策委員会（廃棄物・リサイクル）、地球環境保全対策委員会（地球温暖化）及び生物多様性保全対策委員会（生物多様性）の5つの委員会の活動をそれぞれ年数回開催する。

#### (4) 環境懇談会

施策動向を踏まえ、会員の関心の高いテーマを取り上げて少人数の形式での環境懇談会を開催する。

### 2. 調査・研究事業

大気、水質、土壌等のこれまでの調査実績のあるテーマ・分野を中心に調査・研究事業に取り組んで行くこととする。

### **3. 普及啓発事業**

#### (1) 情報リスト

情報リストとして会員に向けて、原則月2回（第2月曜日及び第4月曜日、休日の場合は翌日）、行政情報等の提供を行う。

#### (2) シンポジウム等

水環境保全対策、地球温暖化対策等に関するテーマでシンポジウム・セミナーを開催する。なお、シンポジウム等は、会員とともに広く一般の方々の参加も可能とする。

### **第十一 一般事項**

1. 会長直属機関であるコンプライアンス室を中心として、当協会の各事業の遂行における法令・内部規程等の一層の遵守、個人情報管理の徹底を図る。
2. 当協会内の情報システムの開発、運用、管理全般について、総合的な対応を計画的に図り当協会業務の効率化と情報セキュリティ確保の質の向上を推進する。
3. 環境管理に関する行事、事業に対し後援、協賛等を行う。
4. 環境管理に関する発明、考案、貢献、論文等に対し表彰を行う。